

■消防本部から
消防団員きびきびと

1/19



消防団員による分列行進

南レク城辺公園多目的グラウンドで「平成26年愛南町消防出初式」を挙行し、町内5方面隊18分団から出動した約500名が姿勢・服装点検や分列行進、通常点検や小隊訓練など規律のとれた動作を披露しました。また、柏小、平城小、城辺小、一本松小、福浦小の少年消防クラブ



少年消防クラブによる人員服装点検

による人員服装点検もあり、各クラブがそれぞれの隊長の号令に合わせた元気のいい団体行動を見せました。
このほか、消防団活動に功労のあった団員に対して表彰状の授与と感謝状の贈呈を行いました。
当日表彰の栄誉を受けられた方々は次のとおりです。(敬称略)

【平成26年愛南町消防出初式 被表彰者】
日本消防協会会長表彰(伝達)

●功績章
水本幹雄 城辺方面隊 方面隊長

●精績章
高川一幸 内海方面隊 副方面隊長
木村俊介 城辺方面隊 副方面隊長

●勤続章
根澤武文 内海方面隊 第3分団 班長
大根梅次 内海方面隊 第3分団 団員
立目熊義 内海方面隊 第3分団 団員
松岡克幸 御荘方面隊 第2分団 団員

愛媛県知事表彰

●功労章
若林弘武 消防本部 消防司令補
加幡鹿太郎 内海方面隊 第2分団 副分団長

愛媛県消防協会会長表彰

●竿頭綬
愛南町消防団 ほか5名

●功績章
愛南町消防団

●功績章
埜下浩孝 御荘方面隊 第1分団 分団長 ほか3名

●勤続章
稲田和幸 御荘方面隊 第1分団 団員 ほか44名

愛媛県消防協会会長感謝状

●家族内助の功労者
島本しのぶ 内海方面隊 島本善行方面隊長夫人

愛南町長表彰

宮下英幸 内海方面隊 第2分団 団員 ほか9名

愛南町消防団長表彰

河野貴厳 内海方面隊 第1分団 副分団長 ほか18名

■防災対策課から

協定締結で災害時の物資供給体制を強化

1/ 23

愛南町とダイキ株式会社（松山市、高橋宰代表取締役社長執行役員）が、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的として「災害時等における物資供給協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害時に生活必需品などの優先供給に協力していただくもので、清水町長は「本町が取り組む防災、減災対策はまだまだ十分ではなく、協

定はありがたい」と謝辞を述べました。



役場本庁で行われた調印式では、高橋社長（写真右）と清水町長が協定書に署名し、力強く握手を交わしました。

■水産課水産振興室から

水産業の進むべき方向性を模索

『儲かる水産業をめざして！』漁協販売事業の可能性を探る』をテーマに、御荘文化センターで「第4回愛南町水産フォーラム」を開催し、漁協職員や漁業関係者など約130名が参加しました。

フォーラムでは、山本太久良漁協参事と岡田孝洋愛南漁協東海支所長が、それぞれが取り組む販売事業について報告したほか、愛媛大学南予水産研究センターの天野通子助教が、アメリ

カやカナダに養殖ブリを輸出する鹿児島県東町漁協の取組について紹介しました。

総合討論では、フォーラムの冒頭で「愛南町の県内外での『ぎよしよく教育』や東北地方で行った震災応援プロジェクトなどの活動が愛南ブランドの認知につながっている。これまでの取組を利益につなげるのがこれからのステップではないか」と、コーデイナーを務めた南水研の竹ノ内徳人准教授が話

■愛南町食育推進協議会から

食育について学ぼう

愛南町食育推進事業指定校の福浦小学校で「第4回愛南町食育推進大会」を開催しました。

大会では福浦小学校が取り組んだ食育推進事業について発表があり、「地域の食材を活かし、地域の人々とともに栽培、収穫、調理、会食という一連の体験活動に取り組んだことで、児童・保護者ともに『食』への関心が向上し、意識の変容につながった」と取組の成果が報告

1/ 25



したように、参加者は積極的に意見交換するなど、さらなる愛南ブランドの構築と販路拡大の方策を探りました。

1/ 26



児童は3チームに分かれて料理を1品ずつ提供し、人気レシピの投票審査を行いました。

されました。また、同校の5、6年生は、自分たちで考案したカンパチのレシピを紹介しました。その中から「カンパチっ酢」、「カンパチ大根」、「カンパチのアルミホイル焼き」の3品が提供され、来場者が試食を楽しみました。

このほか、鹿児島県霧島市で食育を展開するNPO法人霧島食育研究会の千葉しのぶ理事長が『食むものにはドラマがある』心を育む食と農』と題した食育講演を行いました。

愛南町職員の給与・定員管理等について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町の給与・定員管理等を公表します。なお、紙面の都合上、詳細についてはホームページに掲載させていただきます。詳しくは、総務課職員係(TEL72-1211)までお問い合わせください。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況

(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛南町	44.6歳	298,131円	333,086円
愛媛県	44.7歳	349,312円	446,864円
国	43.1歳	307,220円	376,257円

(2) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分		愛南町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	172,940円	176,355円	総合職 181,200円 一般職 172,200円
	高校卒	140,702円	142,911円	一般職 140,100円
技能労務職	高校卒	134,676円	137,789円	-
	中学卒	123,026円	122,122円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成25年4月1日現在)

区分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	241,373円	268,112円	324,020円
	高校卒	222,100円	242,810円	283,481円
技能労務職	高校卒	187,804円	215,602円	243,014円
	中学卒	-	-	219,740円

(注) 経験年数は、実際の勤続年数に採用前の前歴期間を加えた年数です。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	総括課長	3人	1.2%
5級	課長	35人	13.7%
4級	課長補佐	46人	18.0%
3級	係長・主任	64人	25.1%
2級	主査	81人	31.8%
1級	主事	26人	10.2%

(注) 1 愛南町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口 (平成24年度末現在)	歳出額 (A)	実質 収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成23年度の 人件費率
平成24 年度	人 24,239	千円 16,123,902	千円 583,814	千円 3,158,143	% 19.6	% 20.4

(注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計(一般・温泉)決算です。

2 人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補償費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				一人 当たり 給与 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	勤 期 末 ・ 勤 手 当	計 (B)	
平成24 年度	人 405	千円 1,434,431	千円 185,837	千円 503,967	千円 2,124,235	千円 5,245

(注) 1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計予算です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、平成24年4月1日現在の職員数です。

(3) 特記事項

○ 特別職の給料月額を愛南町特別職等の職員の給料の特例に関する条例(平成19年愛南町条例第14号)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、以下のとおり減額支給しています。

- ・町長：給料月額 5.0%減額(770,000円→731,500円)
- ・副町長：給料月額 5.0%減額(625,000円→593,750円)
- ・教育長：給料月額 5.0%減額(570,000円→541,500円)

○ 議会議長と副議長の報酬月額を愛南町議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成22年愛南町条例第15号)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、以下のとおり減額支給しています。

- ・議長：報酬月額 1.5%減額(286,000円→281,800円)
- ・副議長：報酬月額 1.5%減額(227,000円→223,600円)

○ 管理職手当の見直しを行い、平成21年4月1日から定額制に改正し、以下のとおり減額支給しています。

- ・平成22年1月から 総務課長(25,000円減額)、会計管理者等(18,000円減額)、課長等(15,000円減額)、所長心得(10,000円減額)

2 一般行政職給料表の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の 給料月額	136,183 円	186,598 円	223,858 円	263,026 円	290,443 円	321,978 円
最高号級の 給料月額	244,747 円	309,123 円	356,225 円	389,969 円	402,322 円	424,417 円

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

(3) 退職手当（平成25年4月1日現在）

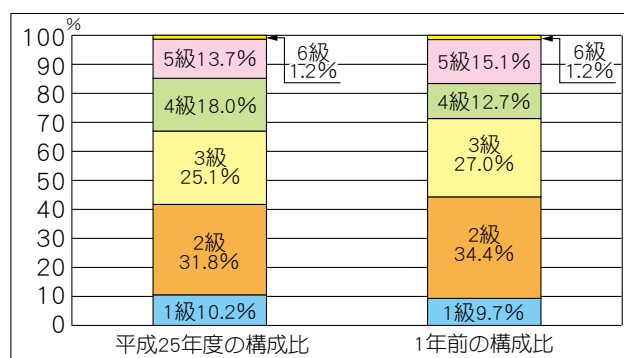
区分	愛南町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)		定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,721千円	19,487千円		
退職手当の調整額	職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算		職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給した平均額です。

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

平成24年度決算	支給実績	4,942千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	68,639円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	18.5%
平成25年度	手当の種類（手当数）	9

手当の名称	主な支給対象業務職員	左記職員に対する支給単価
税徴収等手当	町税の徴収に関する事務に従事した職員	日額250円
防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護に従事した職員	日額700円
	感染症の病原体に付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事した職員	
	家畜伝染病の病原体を有する家畜若しくは家畜病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	
野猿駆除手当	野猿駆除に従事した職員	1回2,000円
行旅病死人等収容手当	行旅病人の収容作業に従事した職員	1回1,000円
	行旅死亡人の収容作業に従事した職員	1回3,000円
ごみ処理・し尿処理手当	ごみ処理及びし尿処理に従事した職員	月額5,000円
火葬業務・火葬処理手当	やむを得ない事情により火葬処理に従事した職員	月額5,000円
夜間勤務手当	あけぼの荘	日額250円
	環境衛生センター	1回1,000円
消防職手当	消防職員のうち、階級を有し、制服を着用し、消防事務に従事する者(事務専従職員は、支給対象外)	1日250円
救急出動手当	救急救助業務に従事した職員(救急救命士が出場し、特定行為を実施した場合は、250円を加算)	1回250円



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、毎年1回定期的に勤務成績の評定を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、人事異動、昇任及び昇給等に活用しています。

勤務評定による昇給区分は以下のとおりです。

昇給区分	評定区分				
	A	B	C	D	E
	特にすぐれている	すぐれている	普通である	普通よりも劣る	よくない
54歳以下 号給数	8以上	6	4	2	0
55歳以上 号給数	2以上	1	0	0	0

また、人事異動に当たっての希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成25年度）

区分	愛南町		愛媛県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
1人当たりの平均支給額	1,292千円		1,563千円		-	

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、年2回勤務成績の評定を行い、勤勉手当成績率に反映し、公務能率の発揮及び増進を図っています。

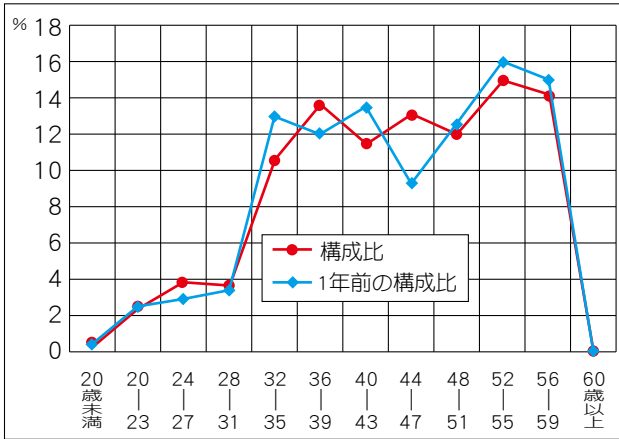
勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び業績等の評価を行い、副町長及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、勤勉手当へ反映しています。

(2) 時間外勤務手当

平成24年度決算	支給実績	69,378千円
	職員1人当たり平均支給年額	178千円
平成23年度決算	支給実績	68,607千円
	職員1人当たり平均支給年額	157千円

(3) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	11人	18人	17人	49人	64人	54人	61人	56人	69人	66人	0人	467人
構成比	0.4%	2.4%	3.9%	3.6%	10.5%	13.7%	11.6%	13.1%	12.0%	14.8%	14.1%	0.0%	100%

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長1人を除く。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合出向職員等(平成24年5人及び平成25年4人)を除いています。

8 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分 (平成24年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	-	-	-	-	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	-	-	-	-	0件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	-	-	-	-	0件
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	-	-	-	-	0件
刑事事件に関し、 起訴された場合	第28条第2項第2号	-	-	-	-	0件
失職した場合	第28条第4項	-	-	-	-	0件
合計		0件	0件	0件	0件	0件

6 特別職の報酬等の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	給料月額等		平成25年度期末手当支給割合		
	減額後	(減額前)	6月期	12月期	計
給料	町長	731,500円 (770,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	副町長	593,750円 (625,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	教育長	541,500円 (570,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
報酬	議長	281,800円 (286,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	副議長	223,600円 (227,000円)	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	議員	181,000円 (-)	1.40月分	1.55月分	2.95月分

(注) 特別職の給料月額は、愛南町特別職の職員の給料の特例に関する条例(平成19年愛南町条例第23号)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで以下のとおり減額支給しています。

- ・町長：給料月額 5.0%減額 (770,000円→731,500円)
- ・副町長：給料月額 5.0%減額 (625,000円→593,750円)
- ・教育長：給料月額 5.0%減額 (570,000円→541,500円)

(注) 議会議長と副議長の報酬月額を愛南町議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成22年愛南町条例第15号)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで以下のとおり減額支給しています。

- ・議長：報酬月額 1.5%減額 (286,000円→281,800円)
- ・副議長：報酬月額 1.2%減額 (227,000円→223,600円)

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			主な増減理由
		平成24年	平成25年	対前年増減数	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	
	総務	57人	56人	△1人	管理職兼務による減員
	税務	14人	14人	0人	
	民生	101人	98人	△3人	退職者不補充による減員
	衛生	45人	42人	△3人	衛生施設の業務見直しによる減員
	農林水産	28人	28人	0人	
	商工	12人	12人	0人	
	土木	14人	14人	0人	
	小計	274人	267人	△7人	
	特別行政部門	教育	82人	73人	△9人
消防		49人	50人	1人	業務見直しによる増員
小計		131人	123人	△8人	
公営企業等会計部門		病院	38人	38人	0人
	水道	13人	13人	0人	
	交通	0人	0人	0人	
	下水道	1人	1人	0人	
	その他	26人	25人	△1人	業務見直しによる減員
	小計	78人	77人	△1人	
	合計	483人	467人	△16人	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数(教育長1人を除く。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合出向職員等(平成24年5人及び平成25年4人)を除いています。

(2) 職員数の推移

部門	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	327人	318人	309人	293人	274人	267人	△60人 (△18.3%)
教育	102人	97人	88人	87人	82人	73人	△29人 (△28.4%)
消防	43人	44人	43人	45人	49人	50人	7人 (16.3%)
普通会計計	472人	459人	440人	425人	405人	390人	△82人 (△17.4%)
公営企業等会計計	80人	79人	80人	80人	78人	77人	△3人 (△3.8%)
総合計	552人	538人	520人	505人	483人	467人	△85人 (△15.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です(教育長1人を除く。)

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況（平成24年度）

区分	概要
職員定期健康診断	年に1度、本庁及び各支所において、以下の職員定期健康診断を行いました。 (健診内容) 身体測定、血圧測定、視力・聴力検査、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、胸部X線検査、眼底検査、大腸がん検査、前立腺がん(40歳以上男性対象)検査、腎機能痛風検査、糖尿病検査、乳がん検査
健康相談	上記職員定期健康診断後に、産業医、保健師及び栄養士による健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	定期的に産業医が職場を巡視し、業務や業務環境を観察することを通じて、健康障害の防止及び快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況（平成25年度）

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医、衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況（平成24年度普通会計決算）

区分	負担金額
共済組合負担金	503,688千円
愛媛県市町村職員共済組合	20,400千円
愛媛県市町村互助会	2,870千円

(4) 公務災害の状況（平成24年度）

平成23年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	平成24年度末現在未処理件数
1件	3件	2件	0件	0件	2件

(5) 通勤災害の状況（平成24年度）

平成23年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取下げ件数	平成24年度末現在未処理件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況（平成24年度）

区分	平成23年度末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成24年度末係属件数
給与	—	—	—	—
旅費	—	—	—	—
勤務時間	—	—	—	—
休暇	—	—	—	—
執務環境	—	—	—	—
福利厚生	—	—	—	—
任用	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(7) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成24年度）

区分	平成23年度末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成24年度末係属件数
分限処分	降任	—	—	—
	休職	—	—	—
	免職	—	—	—
懲戒処分	戒告	—	—	—
	減給	—	—	—
	停職	—	—	—
その他	—	—	—	—
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会に対して、不服申立てをすることができる。

(2) 懲戒処分（平成24年度）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	5件	—	—	—	5件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	—	—	—	—	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	第29条第1項第3号	—	—	—	—	0件
合計		5件	0件	0件	0件	5件

9 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇（平成24年1月1日～同年12月31日）

総付与日数(A)	総取得日数(B)	全対象職員数(C)	平均取得日数(B/C)	消化率(B/A)
9,110日	1,918日	229人	8.4日	21.1%

(注) 1 全対象職員数とは、平成24年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り、当該期間中に中途に採用した者、退職した者、当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員及び派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数とします。

2 総付与日数とは、平成24年1月1日現在において各職員に付与した日数(前年からの繰越分を含む。)を全対象職員にわたって合計したものです。

(2) 育児休業等の取得状況（平成24年度）

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	—	5人	5人
うち新規取得者数	—	4人	4人
部分休業取得者数	—	—	0人
うち新規取得者数	—	—	0人
深夜勤務及び時間外勤務の制限請求者数	—	—	0人
うち新規取得者数	—	—	0人

(注) 1 部分休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条に規定する部分休業です。

2 深夜勤務及び時間外勤務の制限とは、愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3に規定する深夜及び時間外勤務の制限です。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しています。

区分	研修名等		
職場内研修	接遇接客研修、法制執務研修、人事評価研修、人権教育研修ほか		
職場外研修	階層別研修	新採職員研修、中堅職員研修、係長級研修、課長級研修	
	基本研修	法令コース	行政法講座、民法講座、地方自治法講座、法制執務講座
		政策形成コース	政策立案講座、政策法務講座、問題解決能力講座
	ステージアップ研修	対人能力コース	折衝力・交渉力講座、プレゼンテーション講座、クレーム対応講座、ロジカルシンキング講座
		管理能力コース	マネジメント能力講座、意思決定能力講座、広報とマスコミ対応講座
		行政経営コース	県民との協働推進講座、CS(生活者満足度)向上講座
	行政実務コース	法人会計講座(複式簿記入門コース、営利法人コース)、文章力向上講座	
派遣研修	専門研修機関 官公庁	市町村アカデミー 愛媛県	

人権が尊重されるまちづくりを考える

『「ひとごと」から「わがごと」へ』差別の現実から深く学ぶ』をテーマに、御荘文化センターで「愛南町人権ふおーらむ」を開催し、町内外から約400名が参加しました。

ふおーらむは、町内中学生有志による愛南町解放子ども会「解放未来塾」の歌『私たちの合言葉』の合唱で幕を開け、開会行事では一本松中学校3年生の川村優芽さんが、人権作文『「ありがとう」の意味』を発表しました。



人権作文を発表する川村優芽さん

続いて行われたシンポジウムでは、パネリストに「愛南町解放未来塾」前塾長の河内美優さんと高知県須崎市立須崎中学校の志磨村俊二校長のお二人を迎え、コーディネーターを務めた平城小学校の飯田豊一教頭が、自らの意見を交えながら会を進行しました。

また、参加者からも差別に関する様々な意見が発表され、住民一人一人の自己実現を可能にする人権のまちづくりの創造にむけ、意義深い一日となりました。



コーディネーターを務めた飯田豊一先生



河内美優さん

河内さんは、未来塾でのたくさんの出会いや交流から人とのつながりの大切さを知り、人と関わる仕事がしたいとの思いから訪問介護の仕事に就き、その後も未来塾に参加されています。これまでの活動を振り返り、未来塾への思い、自分を支えてくれた家族や仲間たちへの感謝の気持ちを話しました。そして、自らを成長させてくれた未来塾が誇りだと胸を張り、「数か月前まで塾生だった立場を生かし、子どもたちと大人の架け橋になって、私だからこそできることを探したい」と結びました。

志磨村先生は、小学校4年生のときに被差別部落出身であることを知らされたそうです。「差別が人を傷つけることは分かっていたが、社会的差別を自ら受けるという現実を理解するには時間がかかった。しかし、教育という中で差別について正しく知ることができ、正しく知ることが将来が展望できた。この問題を正しく知ることの大切さを自分の生い立ちから学ぶことができた」と話しました。また、「差別は人間関係の中で発生する。正しい学習でこの問題について理解し、人間関係の中でなくしていかなければならない」とし、「教育という中で差別問題をきちんと教えることで被差別部落に生きる子どもたちに勇気を与え、いつしよに生きていきたい」と熱く語りました。



志磨村俊二先生

■税務課から

使用していないバイク等にも税金がかかります

使用していないバイクや軽自動車等はありませんか。平成26年4月1日時点で原付バイクや軽自動車等を所有している人には、平成26年度の軽自動車税がかかります。すでに廃車した、人に譲った又は盗難にあった場合

■問合せ

税務課 TEL 7 2 1 7 3 0 1

■高齢者支援課から

配食サービスで「食」の自立を支援します

愛南町では、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、安否の確認を行うことを目的として、高齢となり食生活に支障がある方に対し、配食サービスを行っています。

対象者 高齢者の単身世帯及び

高齢者のみの世帯で食事の準備が困難な方
利用者負担額
1食につき450円
利用回数 週4回(月・火・木・金の希望日 ※昼食のみ)

■問合せ

高齢者支援課
TEL 7 2 1 7 3 2 5

心配ごと相談所

無料で民生児童委員2名が日常生活でかかえる心配ごとの相談をお受けします。

3月8日(土)・26日(水)

14時～16時

御荘老人福祉センター

福祉法律相談

無料で弁護士と民生児童委員が相談をお受けします。※1回の相談人数は8人までで事前予約が必要です。定員に達した場合は受付を終了します。

3月11日(火) 14時～16時

御荘老人福祉センター

詳しくは、社会福祉協議会本所(Tel70-1251)までお問い合わせください。

■高齢者支援課から

はり、きゅう、マッサージ等施術費の助成についてお知らせします

愛南町では、長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりのために、はり、きゅう、マッサージ等の施術費の一部を助成しています。

支給資格者 愛南町に住所を有する満65歳以上の方

助成額 1診療当たり1,000円(1か月に2回まで)

■問合せ

高齢者支援課
TEL 7 2 1 7 3 2 5

■生涯学習課から

愛南町いやしの郷トライアスロン大会2014 エントリー受付を開始しました

大会日時 6月7日(土) 13時スタート

場所 愛南町西海地域

申込締切 4月10日(木)

申込方法

インターネット(<http://ainantriathlon.jp>)又は郵便による申込み

※本大会は2014JTUEイギリスランキング対象大会、2014長崎国体愛媛県選考会、2014JTU中国・四国ブロックサーキット大会を兼ねています。

■問合せ

愛南町いやしの郷トライアスロン大会実行委員会事務局 TEL 7 3 1 1 1 2

AINAN TRIATHLON
IYASHINOSATO



平成26年度に国民健康保険税率を改正します

国民健康保険(国保)は、国民皆保険制度を支える大切な仕組みです。

愛南町では人口の約4割の方が国保に加入していますが、近年、国保の財政運営は非常に厳しい状況にあり、平成20年度からの5年間で、「一般会計」から「国保会計」への財政支援額は9億円を超えています。一般会計からの補てんが増え続ける、国保加入者以外の方への負担が更に重くなります。

その主な要因として、国保加入者の高齢化や医療の高度化などによって1人当たりの医療費が年々増加傾向にあることや、平成16年度の町村合併以降、保険税率の改正がなされていないことが挙げられます。

現行税率のままでは、今後毎年3億円近くの財源不足が見込まれることから、平成26年4月から保険税率を比較表のとおり改正します。

町では、病気を早期に発見していただくために特定健診等の受診促進を図り、また、ジェネリック医薬品の啓発を行うなど、

ど、今後ともこれまで以上に医療費の適正化に努めますので、皆様にも国保制度及び国保税について、ご理解とご協力をお願いいたします。

保険税率比較表

区 分	平成26年度 (改正後)			平成25年度 (改正前)		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割額 (%)	7.0	2.2	2.1	5.3	1.5	1.4
資産割額 (%)	29.6	7.4	5.9	36.6	10.4	6.7
均等割額 (円)	16,900	5,100	5,700	14,800	4,200	5,200
平等割額 (円)	23,500	6,900	5,400	20,200	5,800	4,900

[医療分：基礎課税分]

[支援分：後期高齢者支援金等課税分]

[介護分：介護納付金課税分(40歳～64歳)…40歳になった月から、65歳となる月の前月まで介護分が課税されます]

所得割額：(平成25年中の合計所得金額－33万円)×上表の税率

資産割額：平成26年度の固定資産税額

(土地・家屋分：共有財産を含む)×上表の税率

均等割額：上表の税率×世帯内の国保加入者数(被保険者数)

平等割額：1世帯につき上表の税額

※低所得者の負担軽減を図るため、世帯主と世帯内の国保加入者の合計所得に応じて、均等割額及び平等割額の、7割・5割・2割分を減額する制度を設けています。

(ただし、未申告の方は軽減を受けられませんので、申告をお願いします。)

医療費節約を心がけましょう

◇病気の早期発見・治療のため、定期的に健康診断を受けましょう。

◇一つの病気で複数の医療機関を受診していませんか。複数回の投薬等で体に悪影響を与えることもあります。

◇緊急性がない場合、休日や時間外の受診は控えましょう。

◇医薬品にかかる費用を抑制するため、ジェネリック医薬品を利用しましょう。

問合せ 町民課 TEL 7 2 1 7 3 0 0

■町民課から

後期高齢者医療被保険者証の送付について
お知らせします

現在、後期高齢者医療被保険者証は簡易書留で郵送していますが、4月1日からは普通郵便での送付になります。

※簡易書留での郵送を希望される方は、町民課又は各支所にご連絡ください。

問合せ 町民課 TEL 7 2 1 7 3 0 0

■町民課から

平成26年4月分から国民年金保険料が 引き上げられます

平成26年4月から
1か月の国民年金保険料額は
15,250円です。
(平成25年度保険料額
15,040円から
210円引上げ)

国民年金の保険料は毎月納めることが原則ですが、納め忘れの防止や、金融機関に行く手間と時間を省くため、1年間又は一定期間まとめて納める前納制度をご利用できます。国民年金を前納すると割引があります。

前納する場合

○4月上旬に日本年金機構から送付される納付案内書に入っている「前納納付書」で納付してください(納付期限は平成26年4月30日です)。

○5月以降の前納もできます。ご希望の方には納付書をお送りしますので、お近くの年金事務所までご連絡ください(申込月から翌年3月までの前納になります)。

【平成26年4月〜平成27年3月の国民年金保険料額】

◇1か月ずつ納付

183,000円

(15,250円×12か月)

◇12か月分まとめて納付

179,750円

(12か月前納の割引額

3,250円)

◇6か月分まとめて納付

90,760円

(6か月前納の割引額

740円)

問合せ

宇和島年金事務所 国民年金課

TEL 089512215344

町民課 TEL 7217300

今月の社会保険

年金一日相談(予約制)

○3月18日(火)

10時〜15時30分

(城辺商工会館2階)

問合せ 宇和島年金事務所

お客様相談室

TEL 089512215569

電話受付対応時間

8時30分〜17時15分

■町民課から

ジェネリック医薬品希望カードをご活用ください

今回被保険者証の更新に合わせて、愛南町にお住まいの皆様「ジェネリック医薬品希望カード」を送付します。

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬(先発医薬品)の独占販売期間が終了した後に販売が許可される医療用医薬品のことです。新薬と有効成分やその含有量は同じで、品質・安全性が同等とみなされ

ている薬ですが、価格は新薬に比べ大幅に安いのが特徴です。

例えば、ジェネリック医薬品を使うと一般的に自己負担3割の方で、高血圧の薬で年間2,500円、糖尿病の薬の場合は4,800円ほど安くなることがあります。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには、医師に「ジェネリック医薬品にしてほしい」と伝える必要があります。自分から言い出しにくいという方は、ぜひ「ジェネリック医薬品希望カード」を使って、医師や薬剤師にジェネリック医薬品の希望意思を伝えてください。

問合せ

町民課 TEL 7217300



■町民課から

3月納税等のお知らせ

税務課等から	
国民健康保険料	10期分/10期分
介護保険料	10期分/10期分
後期高齢者医療保険料	9期分/9期分
保育所保育料	月末
下水道使用料	月末

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。町税を滞納されますと、本来、納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。

①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は、毎月、当月分が月末に振替となります。

②下水道使用料・簡易水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となります。

■商工観光課から

「愛南びやびや祭り2014」 特産品販売出店希望者を募集します

愛南町の特産品を広くPRするため、5月25日(日)、南レクロツジ前広場を主会場に「愛南びやびや祭り2014」を開催します。イベント開催に当たり、出店希望者説明会を開催しますので、出店を希望される方

はご参加ください。

日時 3月10日(月) 18時～

場所 城辺社会福祉会館

3階中ホール

問合せ 商工観光課内 愛南びやびや祭り実行委員会事務局

TEL 7217315

■水道課から

水道メーター検針員を募集します

愛南町では、水道メーター検針員を募集します。提出書類、報酬等詳しくはお問い合わせください。

募集人数 1名

資格要件 町内在住の20歳以上

65歳未満の方

申込締切 4月11日(金)

検針区域 僧都区域(僧都、山出) ※150件程度

問合せ 水道課 TEL 7210835

■農業支援センターから

愛南グリーン・ツーリズム「イチゴ狩り体験」の 参加者を募集します

ご家族・ご友人などお誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

日時 3月15日(土)

午前10時～(雨天決行)

場所 緑乙(樋口)

定員 10名(先着順)



参加費 1人

1,000円

(持ち帰りは別途)

申込締切 3月13日(木)

申込み・問合せ

農業支援センター

TEL 7217311

■西海支所から

石垣の里だんだん雛祭りのご案内



外泊地区に受け継がれる石垣の文化を保存伝承し、心に残るふるさとの風景を守ろうと、「いしがき守ろう会」と外泊地区が主催する「石垣の

里だんだん雛祭り」が開催されています。期間中は、200

個以上の愛らしい石雛が展示されますので、お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

開催期間 3月3日(木)

散策展示場所 外泊地区集落内

(野外展示)

※5月6日(火)まで「石垣の里イルミネーション」も開催されます。平日は点灯しない期間もありますので、お問い合わせの上、お越しくください。

問合せ

西海支所 TEL 8211111

■環境衛生課から

セアカゴケグモにご注意ください

1月下旬、愛南町内(一本松地域)で、特定外来生物「セアカゴケグモ」のメスが発見されました。



セアカゴケグモ

に触ると咬まれる

ことがあり、メス

は毒を持っている

ことから、素手で

捕まえないように

注意が必要です。

万が一咬まれ

たときは、速やかに医療機関に相談してください。なお、セアカゴケグモを発見した場合は

家庭用殺虫剤(ピレスロイド系)を噴霧して駆除するとともに、

環境衛生課又は愛媛県生物多

様性センター(TEL 089-931

18757)までご連絡ください。

問合せ

環境衛生課 TEL 7217316

問合せ

環境衛生課 TEL 7217316

環境衛生課 TEL 7217316

環境衛生課 TEL 7217316

環境衛生課 TEL 7217316

可能な限り住み慣れた家・

地域で安心して暮らすために

シリーズ④

鈴木さん(仮名)の奥さんは、介護疲れから体調を崩してしまいました。ケアマネの勧めもあり、老人保健施設のショートステイを1週間利用することになりました。夫婦が離れて過ごすことは初めてなので、施設の利用は不安でした。施設の相談員から、老人保健施設は①医師がいて看護師の数も多く、医療的に安心できる。②必要に応じて個別リハビリテーションも可能③好きなときに車椅子に乗ることもできるなどと聞き、二人とも安心しました。

いよいよショートステイ利用当日がきました。施設の職員が鈴木さんをベッドまで迎えにきて、寝台車で移動しました。最初は緊張気味だった鈴木さんも、職員の笑顔の対応につられたのか、いつしか笑顔になっていました。

ショートステイすることができました。気分の良い日はベッドから車椅子に乗せてもらい、少しの距離なら自分で車椅子を使って移動することができ、職員と一緒に喜びました。面会に来た奥さんは、鈴木さんと一緒に、上手な寝返りの仕方や排泄に関するアドバイスも受けました。

この一週間の施設利用で、奥さんの体調はずいぶん良くなりました。利用後、ケアマネが感想を尋ねると、奥さんは「医療管理をしてもらえ施設だったので良かった」、鈴木さんは「自分で車椅子を動かせてうれしかった」とのことでした。ケアマネは、「自分ばかり休んで悪い気がする」と言う奥さんに「奥さんが健康であることは、夫婦と一緒に家で暮らせる条件でもありますよ」と伝え、今後の利用も勧めました。

数か月が経過し、鈴木さんの体力は日ごとに落ちていきました。もう通所リハビリに行く体力はありません。ケアマネは、

訪問介護、訪問看護を中心にサービスを検討し、鈴木さんの体調に合わせて調整を行いました。

お風呂に入る体力がないため、ベッドの上で体や頭、手足も洗ってもらいました。鈴木さんは「お風呂に入れなくても、きれいにしてもらって気持ちいい」と、ヘルパーや看護師が来るのを心待ちにしていました。

徐々に食事の量が減り、ついには全く食えることができなくなりました。奥さんは不安で仕方ありません。「入院した方がいいのだろうか」とケアマネに相談したところ、鈴木さんの口から「入院はもうええ。家においてたい」という言葉が出ました。奥さんは、本人の希望を受け入れ、家で看取ることを決心しました。

食事の代わりに点滴が始まりました。訪問看護師は、毎日鈴木さんの状態を観察しながら、かかりつけ医や訪問介護士、ケアマネとの連携を図りました。訪問看護師が点滴の管理や介護のアドバイスに加え、鈴木さんや奥さんが不安に思っていることを、その都度聞いていきました。

点滴による栄養補給が続いてから数日後、鈴木さんの容態が急変しました。鈴木さんの傍らには長

年苦労を共にしてきた奥さんが看護師と共に寄り添っています。鈴木さんは、やがて安らかに息を引き取りました。奥さんは「お父さん、ようがんばったね。ありがとうね」と涙を流しながら、最後に感謝の言葉を伝えました。

がん検診から始まった鈴木さんと奥さんのがんと闘い。二人に一人はがんになるといわれる。今、鈴木さんのようなケースは決して珍しいことではありません。治療から生活支援まで、様々な人を介して、つながっていきました。可能な限り住み慣れた家、地域で暮らすために、今、愛南町にある地域資源を基に、愛南町でできることとして、愛南地域連携会議を通じて発信させていただきました。最後まで読んでいただきありがとうございました。(おわり)

問合せ

地域包括支援センター

TEL 7217325

